

学 則

学校法人 野上学園

大阪ブレーメン動物専門学校

大阪ブレイメン動物専門学校 学 則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い文化教養専門課程を設置し、その下でトリマー、トレーナー等ペットビジネスに関する職業若しくは実際生活に必要な能力の育成及び教養の向上を図り、以って社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、大阪ブレイメン動物専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を、大阪市福島区大開2丁目19番19号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程	学科名	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養 専門課程	ペットビジネス学科	昼	2年	40名	80名	

(学年及び学期)

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 6 週間以内で学校長が定める期間
- (4) 冬季休業 2 週間以内で学校長が定める期間
- (5) 春季休業 2 週間以内で学校長が定める期間

第 3 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表 1 のとおりとする。

- 2 別表 1 に定める授業時数の 1 単位時間は 50 分とする。

(成績評価)

第 9 条 授業科目の成績評価は、年度毎に定期試験の結果平均値が上位より優（100～90 点）、良（89～80 点）、可（79～60 点）、不可（59 点以下）の 4 段階をもって表示し、不可を不合格、その他を合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育的効果等を考慮し、成績評価を P (Pass、合格)、N (Non-pass、不合格) で表示することが出来るものとする。

(始業及び終業)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前 9 時 00 分から午後 3 時 30 分

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 3 名以上
- (3) 講師 各科目を教授するのに必要な数
- (4) 事務職員 1 名以上

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から学校が定める期日までに第22条の入学金を添え手続をとらなければならない。

(編入学・転入学)

第15条 本校へ編入学を希望する者がある場合は、選考の結果許可することができる。また転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、定員に余裕があり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学、復学)

- 第16条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定、称号の授与)

- 第18条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書（別記様式1）を授与する。

第5章 賞 罰

(褒章)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒章することがある。

(懲戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で生業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(弁償)

第21条 学生が校舎、校具その他の施設・設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によってその全部または一部を弁償させることがある。

第6章 入学金、授業料等、その他

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等納付金は別表第2のとおりとする。

- 2 各年次における授業料の納付は、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、施設設備費、及び実習教材費の納付は通期一括して前期授業料と同時に納付するものとする。
- 3 授業料及びその他納付金にあつては、学校が定める期日までに納付しなければならない。
- 4 一旦納入した入学金、授業料等は、原則として返還しない。但し、生徒が休学の許可を得たときは、休学許可の翌月分より納付金は徴収しないものとし、既納の納付金あるいは、月額按分の上返還するものとする。
- 5 編入学・転入学・再入学の者については別に定める。

(在学証明書発行手数料)

第23条 本校在学学生及び卒業生の請求により、在学証明書、通学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書を発行する場合は、1通300円の手数料、また学生証の再発行に際しては1通500円の手数料を徴収するものとする。

(身上異動の届出)

第24条 学生又は保護者の住所又は身上に移動があったとき、速やかに学校長に届け出なければならない。

(除籍)

第25条 授業料その他納付金を正当な理由なく滞納し、督促しても納付しない者は、1ヶ月の停学期間を置いて除籍することができる。

(健康診断)

第26条 学校保健安全法の規定に基づき、健康診断を年1回実施する。

- 2 健康診断の実施項目、方法、日時はその都度定める。
- 3 疾病その他の理由により健康診断を受けなかった学生は、その事由が消滅後、速やかに受診し、その結果を報告する。

(医療機関での受診)

第27条 学生が傷病の症状を呈し医療機関での受診が必要であると判断される場合は、速やかに医療機関に搬送する。

(伝染性疾病への対応)

第28条 学校保健安全法に基づく伝染性の疾病に罹患した学生については、医療機関での受診を確認するとともに、療養に専念させる。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。